



発行日 2024.4.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

今年は桜の開花、少し遅れましたが、確実にこの時期日本中を楽しませてくれます。春を感じますね。コロナが第 5 類になってから初めての桜とあって見物客も多いようです。

4 月といえば、入学・入社、新年度・新学期の月でもあって、新たな気持ちになります。労働、雇用、年金関係の制度も 4 月から改正される項目も多々ありますので、これまでご案内させていただいた項目をご参考ください。



スモモの花【東山植物園】 2024.3.27 撮影

### 【INDEX】

- 雇用保険料に関する最新情報
  - 令和 6 年度の雇用保険料率について 1
- 雇用に関する最新情報
  - ・育児休業給付金の支給期間の延長の要件および手続きの見直しについて 2
  - ・4 月 1 日以降に申込みを行う求人票の記載について 2
- 特集
  - 2024 年問題について 3
- 調査資料から
  - 賃上げ予定の中小企業の 6 割が業績改善の伴わない「防衛的」賃上げ(日本商工会議所) 4
- PRIVATE
  - 吉備路の山全山縦走大会 4
  - 知多四国八十八カ所

## ■雇用保険料率に関する最新情報

### 令和 6 年度の雇用保険料率について

令和 6 年度の雇用保険料率が決定しましたのでご案内させていただきます。

#### ■雇用令和 6 年度保険料率

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き 6/1000 です。(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 7/1000 です。)
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も、引き続き 3.5/1000 です。(建設の事業は 4.5/1000)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、内水面養殖および船員を雇用する事業については、一般の事業の率が適用されます。

#### ■年度更新について

労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し翌年度の当初に確定申告の上精算することになっています。事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付することになります。

これを、「年度更新」といい、原則として例年 6 月 1 日から 7 月 10 日までの間にこの手続きを行います。

労働保険料は、労働者に支払う賃金総額に保険料率(労災保険率+雇用保険率)を乗じて得た額です。そのうち、労災保険分は、全額事業主負担、雇用保険分は、事業主と労働者双方で負担することになっています。

【令和 6 年度雇用保険料率】

負担者 事業の種類	①	②			①+②
	労働者負担	事業主負担	失業等給付・育児休業給付	雇用保険二事業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業 (令和 5 年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒製造 (令和 5 年度)	7/1000	10.5/1000	7/1000	3.5/1000	17.5/1000
建設の事業 (令和 5 年度)	7/1000	11.5/1000	7/1000	4.5/1000	18.5/1000

## ■雇用に関する最新情報

### 育児休業給付金の支給期間の延長の要件および手続きの見直しについて

3月14日、第194回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会が開催され、育児休業給付金の支給期間の延長の要件および手続きの見直しに関する改正省令案要綱が了承されました。

これは、保育所に入所する意思がないにもかかわらず育児休業給付の延長目的で自治体に入所を申し込む者への対応が自治体の負担となっていることについて、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」において必要な措置を講ずるとされていたことを受けた見直しです。  
下記の確認書類が追加されます。

#### ■追加する確認書類

- ・本人が記載する申告書
- ・市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し

上記申告書の記載事項としては、次のものが示されています。

- 保育所等における保育の利用を希望し、市区町村に利用（入所）申込みを行ったか否か
- 利用（入所）申込みを行った日
- 利用（入所）開始希望日
- 利用（入所）保留の有効期限
- 利用（入所）内定を辞退したか否か
- 利用（入所）申込みを行った保育所等の中で、自宅または勤務先から最も近隣の施設名と通所方法、通所時間（片道）
- 通所時間（片道）が30分以上の場合、その理由  
また、規則において延長の要件が追加されるとともに、業務取扱要領にも追加が行われます。

### 4月1日以降に申込みを行う求人票の記載について

令和6年4月1日より改正職業安定法施行規則が施行され、明示する労働条件が追加されるのに伴い、ハローワークから求人票に追加して記載する労働条件の記載方法に関する案内をまとめたリーフレットが公表されています。追加されるのは、次の3つです。

- 1 従事すべき業務の変更の範囲
- 2 就業場所の変更の範囲
- 3 有期労働契約を更新する場合の基準

これらの求人票への記載方法について、次のように示されています。

#### 【従事すべき業務の変更の範囲】

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合  
→ 「仕事の内容」欄に「変更範囲：変更なし」と明示
- ・雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合  
→ 「仕事の内容」欄に変更後の業務を明示

#### 【就業場所の変更の範囲】

- ・雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合  
→ 「転勤の可能性」欄で「1. あり」に○を付したうえで、転勤範囲を明示

#### 【有期労働契約を更新する場合の基準】

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時

#### ■追加要件

市区町村に申し込んだ内容が、速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めるものであること

#### ■業務取扱要領に追加される内容

- ・申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅または勤務先から遠隔地（注1）の施設のみとなっていないこと（注1）利用予定の交通手段による自宅または職場からの移動時間が30分以上となっている場合など、具体的な判断基準が定められる予定です。申し込んだ保育所等が遠隔地のみであっても他に通える保育所等がない場合などは、合理的な理由があるものとして取り扱われます。
- ・市区町村に対する保育利用の申込みにあたり、入所保留となることを希望する旨の意思表示（注2）を行っていないこと

（注2）「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」などの表現は、入所保留となることを希望する旨の意思表示には当たりません。

今後は、令和6年3月下旬に公布された後、令和7年4月1日から施行され、施行日以後に育児休業に係る子が1歳に達する場合（注3）または1歳6カ月に達する場合に適用される見通しです。

（注3）「パパママ育休プラス」により育児休業が1歳2カ月に達する日までの範囲で延長されている場合は、当該育児休業の終了予定日とされた日に達する場合

点で契約更新をする可能性がある場合

- 「契約更新の可能性」欄で「1. あり」に○を付す
- ・更新継続が期待される場合  
→ 「契約更新の可能性」欄で「1. あり」に○を付し、「原則更新」を選択して○を付す  
→ 有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合は、「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」と明示
- ・更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合  
→ 「契約更新の可能性」欄で「1. あり」に○を付し、「条件付きで更新あり」を選択して○を付す  
→ 「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載  
→ 有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合、「契約更新の条件」欄に記載

なお、追加される明示事項について、指定された記載欄に書き切れない場合は求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載するよう案内されています。



2024年問題について

2月13日、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。本法案について、国土交通大臣は、「この法案は、「物流の2024年問題」に対応し、荷主企業・物流事業者・一般消費者が協力して、トラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃導入や、物流の効率化など、我が国の物流を支えるための環境整備を進め、物流の持続的成長を図るためのものです。」と説明しています。ここでいう「2024年問題」について取り上げました。

■2024年問題とは

「物流の2024年問題」とは、働き方改革関連法によって、2024年4月1日以降、「自動車運転の業務」に対し、年間の時間外労働時間の上限が960時間に制限されることで発生する諸問題の総称です

働き方改革関連法では、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間に制限され、労使間で三六協定を結んだとしても、時間外労働は年720時間(自動車運転業務は年960時間)に制限されます。大企業では2019年4月から、中小企業では2020年4月から施行されましたが、自動車運転業務、建設業務、医師は時間外労働の上限規制適用が、5年間、つまり2024年まで猶予されました。

■2024年問題がもたらす影響

【運送会社】	【荷主】
<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転手の労働時間は減少するが、収入は減少</li> <li>○運転手の退職・転職による運転手が不足する</li> <li>○トラック等の稼働時間減少による売上げが減少など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運賃の上昇による物流コストの増加</li> <li>○荷主の立場が弱くなり、輸送条件等劣勢になど</li> </ul>

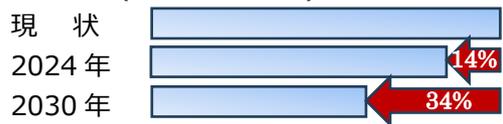
■背景と法律対応の必要性

○物流は、国民生活・経済を支える社会インフラです。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から採用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しています。

⇒何もしなければ輸送力不足の可能性(右図)

⇒荷主企業、物流事業者(運送・倉庫等)、一般消費者が協力して物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的、総合的な対策が必要

【輸送力】(なにもしなければ)



■法案の概要

法案の概要は、次のとおりです。

【荷主・物流事業者に対する規制的措置】(流通業務総合効率化法に規定)

- 法律の名称を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(物流総合効率化法)から「物資の流通の効率化に関する法律」(流通業務総合効率化法)に変更
- ①荷主、②物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定
- 上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施
- 一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画に基づく取組みの実施状況が不十分な場合、勧告・命令を実施
- 特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け

【トラック事業者の取引に対する規制的措置】(貨物自動車運送事業法に規定)

- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け
- 運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む)等について記載した書面による交付等を義務付け
- 他の事業者の運送の利用(利用運送=下請けに出す行為)の適正化について努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付け

【軽トラック事業者に対する規制的措置】(貨物自動車運送事業法に規定)

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための管理者選任と講習受講、②国交大臣への事故報告を義務付け
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加

【政府の目標】

- 物流の持続的成長⇒①荷持ち・荷役時間 年間1人125時間削減  
②輸送能力 16%増加

## ■ 調査資料から

### 賃上げ予定の中小企業の6割が業績改善の伴わない「防衛的」賃上げ(日本商工会議所)

日本商工会議所・東京商工会議所は2月14日、「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」集計結果を発表しました。全国の中小企業6,013社を対象に調査したもので、2,988社から回答を得ています。

2024年度に賃上げを予定する企業は、前年度比3.1ポイント増の61.3%に上ったものの、うち6割が業績改善の伴わない人材確保のための「防衛的な賃上げ」を迫られている状況です。

#### ■ 人手が「不足している」と回答した企業は65.6%

「人手不足の状況および対応」では、人手が「不足している」と答えた企業は前年比1.3ポイント増の65.6%に上り、3社に2社が人手不足という深刻な状況です。

業種別みると、「2024年問題」への対応が求められる建設業(78.9%)や運輸業(77.3%)、介護・看護業(76.9%)で「不足している」とする企業の割合が高く、8割近くに及んでいます。また、最も低い製造業(57.8%)でも約6割が「不足している」と回答していて、あらゆる業種で人手不足の状況にあります。

#### ■ 2024年度に「賃上げを実施予定」の企業は6割超

こうした中で、2024年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業の割合は、昨年度(58.2%)から3.1ポイント増加の61.3%と6割を超え、賃上げに取り組む企業は着実に増加しています。ただ、そのうち、「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」は60.3%で、依然6割が「防衛的賃上げ」となっています。

従業員規模別では、従業員5人以下の企業では、「賃上げ実施予定」は32.7%にとどまり、「賃上げを見送る予定(引下げ予定を含む)」が16.8%に上っています。

#### ■ 「最低賃金を下回ったため、引上げた」企業は38.4%

2023年10月の最低賃金引上げを受け、「最低賃金を下回ったため、賃金を引上げた」企業(直接的な影響を受けた企業)は38.4%と、昨年度から0.4ポイント低下したものの引き続き高い水準です。一方、人手不足や物価上昇が進む中、「最低賃金を上回っていたが、賃金を引上げた」企業は29.8%と、昨年度から5.2ポイント増え、2017年の調査開始以降で最も高い割合となっています。

## □ PRIVATE

### 吉備路の山全山縦走大会

お彼岸でお墓参りのため岡山に帰郷のついでに「吉備路の山全山縦走大会」に参加してきました。

約930人のエントリー、スタートしたのは777人とのこと。多くの山仲間と歩いてきました。桃太郎線服部駅をスタート、日本百名城の鬼ノ城、最上稲荷奥の院(三大稲荷)をめぐる、いくつかの山を上り下り、吉備津神社をゴールとする素晴らしいコースでした。

朝6時過ぎから歩き始めて、ゴールに着いたのは、17時過ぎでした。さすがに35kmの縦走は疲れしました。



鬼ノ城西門



吉備津神社前



完歩証明書

### 知多四国八十八か所

知多四国八十八か所と番外十か所、合計九十九か所完歩しました。

知多四国は、本場四国八十八か所の収縮版で、豊明市にある第1番札所曹源寺から知多半島の東側を南へ向かい、篠島・日間賀島にもわたり、西側を北上、大府市の第88番札所円通寺までの約200kmの行程です。

弘法大師空海が、814年に海路で南知多町に上陸したと伝えられていて、真言密教が流布されるようになったといわれています。



八十四番札所玄猷寺



八十八番札所円通寺



上陸大師

## 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市長区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail [mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp](mailto:mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)